

福岡県広域サイクリングルート「福 10 ルート」の利用及び誘客促進のための 情報発信業務委託仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、公益社団法人福岡県観光連盟（以下、「発注者」という。）が実施する福岡県広域サイクリングルート「福 10 ルート」の利用及び誘客促進のための情報発信業務を受託する者（以下、「受託者」という。）の業務について、必要な事項について定めるもの。

2. 業務名

福岡県広域サイクリングルート「福 10 ルート」の利用及び誘客促進のための情報発信業務

3. 契約期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 13 日（金）まで

4. 事業目的

福岡県が推奨する広域サイクリングルート「福 10 ルート」を活用し、国内外からサイクリスト誘客及び利用促進を図るために、走行環境整備を実施するとともに、サイクリスト目線による情報発信を充実させることが必要。

このため、本事業ではサイクリスト向けの情報の充実や、利用促進につながるサイクリスト目線による情報発信などを行う。

5. 事業内容

令和 7 年度末までに走行環境整備が概ね終了する 7 ルート（※）を対象に、下記の業務を実施すること。

※ ①福岡・糸島ルート、②-1 宗像・志賀島ルート、②-2 宗像・直方ルート、③北九州（門司）・京築ルート、④あさくら・大刀洗周遊ルート、⑤久留米・うきは周遊ルート、⑥北九州（門司）・芦屋ルート、⑦筑後周遊ルートの計 7 ルート

（1）「福 10 ルート」周辺の観光スポットへの立ち寄り促進及び消費促進のためのサブルート開発

- 既存の「福 10 ルート」を概ね 7 割程度利用したうえで、周辺の観光スポット及び飲食店、小売店等に周遊するルートを新たに提案すること。
- 個人及び 5 名程度の少人数グループによる利用を想定し、車の交通量や右左折のポイント等、安全面を考慮したルートを提案すること。
- Ride with GPS、STRAVA、GARMIN で利用できる GPX データを制作すること。

（2）「福 10 ルート」のサイクリスト向け情報収集

- ・「福 10 ルート」付近（ルートから概ね 2 km 以内の範囲）にある公衆トイレの情報を収集すること。
 - ・「福 10 ルート」の走行時に注意すべき情報（減速が必要な下り坂、2 段階右折が必要な交差点、車道の交通量が多いため自転車歩行者道を走行することを推奨する地点 等）を収集すること。
- (3) (1)、(2) の情報を取り入れた「福 10 ルート」の取材記事の制作
- ・福岡県観光連盟が運営する「クロスロードふくおか」の特集記事として掲載するため、1 記事当たり 5 パラグラフ以上、各パラグラフ写真 2 ~ 5 枚程度、合計 1,500 字以上の記事を制作すること。
 - ・福岡県が推進している「台湾からのサイクリスト誘客促進事業」と連携させ、台湾からの個人旅行需要を取り込むため、各記事を繁体字訳すること。
- (4) (3) を効果的に発信し、「福 10 ルート」への誘客を促進するための自由提案

6. 成果物

- (1) 「福 10 ルート」周辺の観光スポットへの立ち寄り促進及び消費促進のためのサブルート開発
- ・ Ride with GPS、STRAVA、GARMIN で利用できる GPX データ
 - ・ ルートを示した資料データ（Microsoft Word、PowerPoint または PDF）
- (2) 「福 10 ルート」のサイクリスト向け情報収集
- ・ 収集した情報を示した資料データ（Microsoft Word、PowerPoint または PDF）
- (3) (1)、(2) の情報を取り入れた「福 10 ルート」の取材記事の制作
- ・ 日本語記事テキストデータ（1 記事当たり合計 1,500 字以上）×7 本
 - ・ 繁体字記事テキストデータ（1 記事当たり合計 1,500 字以上）×7 本
 - ・ 写真データ（アスペクト比 4:3 の横置き、1 記事当たり 5 パラグラフ × 2 ~ 5 枚程度）×7 本
- (4) (3) を効果的に発信し、「福 10 ルート」への誘客を促進するための自由提案
- ・ 事業成果を示した資料データ（Microsoft Word、PowerPoint または PDF）

7. 納期

初版の納期を令和 8 年 1 月 30 日（金）とする。

その後の修正等を経た最終版の納期を令和 8 年 2 月 27 日（金）とする。

8. 業務実施体制の確立

業務を円滑かつ継続的に実施するための実施体制を確立すること。

9. 著作権の取り扱い

- (1) 本事業の履行に伴い発生する全著作物に関する版権は、福岡県及び発注者に帰属する。
- (2) 受託者が元より所有している著作権については、成果物の活用範囲（画像・動画の

一部切り取りなどを指し、明らかな追加・加工・修正などの編集は含まない）において、本事業での使用を認めるものとする。

- (3) 本事業で撮影・編集した動画、画像等についての一切の版権は、福岡県及び発注者に帰属するものとし、次年度以降の制作に伴う改変、加工については、受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- (4) 本事業により得られた全著作物について、福岡県及び発注者が指定するPRツール並びに福岡県及び発注者が認めた各関係団体及び施設は、受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- (5) 本事業に使用する動画、写真、イラスト、その他資料等について、紹介施設等が権利を有するものを使用する場合、当該施設等との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続及び使用料等の負担は、全て受託者が負うこと。
- (6) 上記(1)から(5)までの規定は、発注者の書類による承認を得て第三者に再委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権やその他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任を負うこと。
- (7) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。万一、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けた場合は、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

10. 個人情報の保護

本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「保有個人情報取扱特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11. 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に発注者と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

12. 秘密保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示または漏洩してはならない。

13. その他

事業の詳細・遂行、仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と十分に協議の上、進めていくこと。

事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、発注者に報告すること。

14. 実施報告の作成

- (1) 受託者は全ての過程終了後、事業全体をまとめた報告書を作成し、提出すること
- (2) 納品期限：令和8年（2026年）3月13日（金）
- (3) 納品場所：「14 連絡先・提出先」を参照のこと
- (4) 納品数：電子データ 一式
- (5) 電子データ：Windowsで表示可能な形式（PDF、Word、Excel、PowerPoint等）及びGPXデータとする。
- (6) その他のソフトウェアを使用する場合は、発注者と別途協議するものとする。

15. 連絡先・提出先

公益社団法人 福岡県観光連盟 担当：大川内

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

電話番号：092-645-0019

メール：y-ookawauchi(@) visitfukuoka.jp

※「@」は小文字に変更してご使用ください。

以上